



Hyundai
Marine & Fire Insurance

現代海上火災の現状 2018

HYUNDAI MARINE & FIRE INSURANCE 2017.4 ~ 2018.3 REPORT



現代海上火災保険(株)日本支社

ごあいさつ

日頃より現代海上をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2018年6月に発生いたしました大阪北部地震、7月の西日本豪雨で被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますと共に被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

私ども現代海上火災保険は1955年に韓国で最初の海上保険専門会社として設立されました。その後、現代グループの一員として、また韓国損害保険業界のリーディングカンパニーとして順調に歩みを進めてまいりました。現在では韓国に加えて世界7ヶ国に10箇所の海外ネットワークを有して国内外のお客さまに様々なサービスを提供しています。また、財務面でもスタンダードアンド Poor's 社からは“A-” (Stable) 、また A.M. Best 社から“A” (Excellent) 、の高い格付けを得ています。

当日本支社は現代海上として初めての海外支店として1976年に営業を開始して以来40年以上に渡って順調に成長をしてまいりました。これもすべてお客様や関係各位の温かいご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。当社は日本で営業している唯一の韓国系損害保険会社として、医療保険・自動車保険等を除く企業向け・個人向けの損害保険商品を幅広く取り揃えて皆様にご提供しています。

さて、近年の気候変動による自然災害の発生やサイバーリスク等、私たちの日常生活・企業活動を取り巻く環境は不安定さを増しています。保険を通じてお客様に安心と安全を提供する私共損害保険会社の役割はますます重要になるものと考えております。

当社はお客様からのご期待に沿えるよう、社員一人一人の質のいっそうの向上をはかると共に、これまで以上にお客さまのニーズに応える最適な商品やサービスをご提供してまいります。また今後も「お客様に信頼され、選ばれる損害保険会社」を目指して、社員一丸となって取り組んでまいります。

ここに当社の事業の概況、財務状況を説明したディスカウント資料「現代海上火災の現状2018」を皆様にお届けいたします。当社についてご理解をいただく一助となれば幸いです。

今後とも、皆様の変わらぬご愛顧、お引き立てを賜りますよう、心よりお願ひ申し上げます。



現代海上火災保険株式会社

日本における代表者

高 承鉉

Seung Hyun Koh

目 次

I	日本支社の概況および組織	1
II	主要な業務の内容	2
III	主要な業務に関する事項	6
IV	日本支社の運営	19
V	直近の2事業年度における財産の状況	24
VI ~ VIII	保険会社及びその子会社等について	33
IX	本社概要（2017年12月末）	34

本冊子は、保険業法第111条に基づき、平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の当社の日本における事業活動及び財務状況などをご報告するために制作したディスクロージャー誌です。
なお、本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表は、本職として適正であることを確認します。
又、本社に報告した決算にかかる内部監査の有効性は、本社において確認されております。

平成30年8月
現代海上火災保険株式会社
日本における代表者 高 承鉉

東京都千代田区内幸町1-1-7
TEL：03-5511-6565
<http://www.hdinsurance.co.jp/>

I

日本支社の概況および組織

1. 現代海上火災保険日本支社の特色

現代海上火災保険株式会社は、日本で損害保険の営業を行っている唯一の韓国系の損害保険会社です。1976年に日本での営業を開始し、41年以上の損害保険営業の実績があります。個人向け、企業向けの各種商品を取扱っていますが、積立型保険、医療保険および自動車保険の販売は行っておりません。

2. 沿革

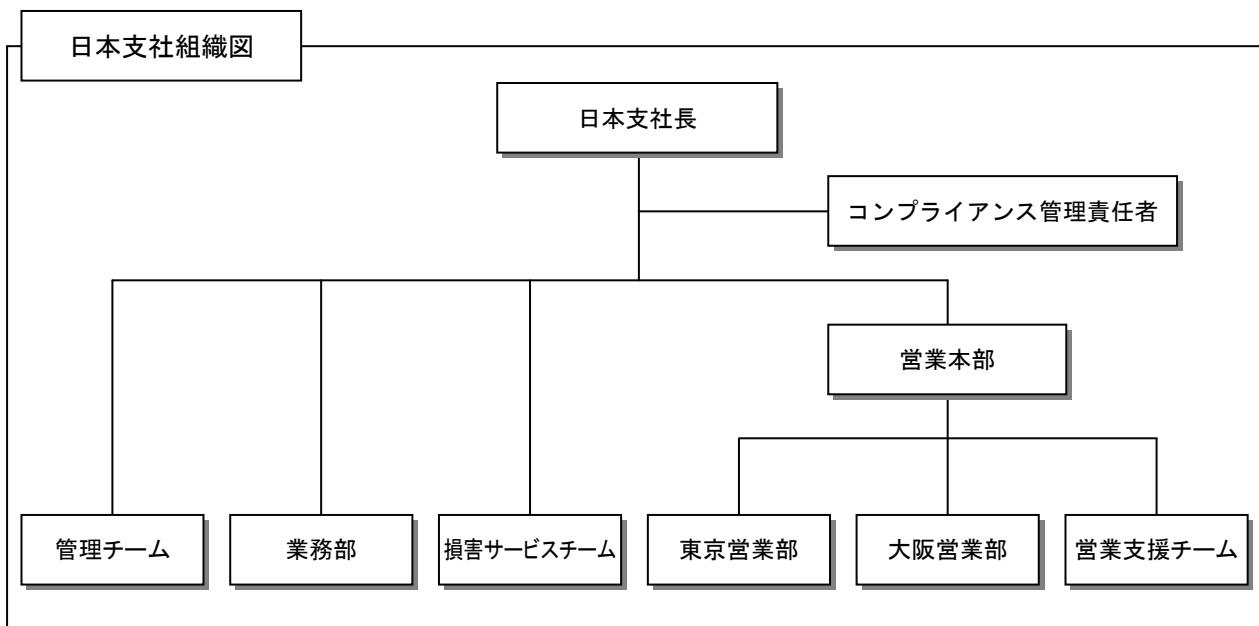
1955年 3月 韓国で最初の海上保険会社、「東方海上保険株式会社」として設立
 1963年 8月 東方海上火災保険株式会社に商号を変更
 1976年 10月 日本支社を東京に開設
 1977年 10月 大阪支店を開設
 1985年 10月 現代海上火災保険株式会社に商号を変更

3. 日本支社の組織

日本における代表者 高 承鉉

日本支社 〒100-0011
 東京都千代田区内幸町1-1-7 日比谷U-1ビル8階
 電話 03-5511-6565
 ファックス 03-5511-6566

大阪営業部 〒542-0081
 大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル7階
 電話 06-6245-5447
 ファックス 06-6245-7893



平成30年8月1日現在

II

主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

当社は損害保険業としての次の業務を行なっています。

(1) 保険の引受

当社は次の各種保険の引受を行なっています。

- 火災保険
- 海上保険
- 傷害保険
- 賠償責任保険
- その他の保険
- 各種保険の再保険

(2) 資産の運用

保険料として収受した金銭その他の資産を運用しています。

2. 取扱商品（主な取扱商品の一覧）

火災保険	普通火災保険 住宅火災保険 住宅総合保険 店舗総合保険 地震保険 店舗休業保険 企業費用・利益総合保険 企業財産包括保険	賠償責任保険	施設所有(管理)者賠償責任保険 昇降機賠償責任保険 生産物賠償責任保険 旅館賠償責任保険 店舗賠償責任保険 請負業者賠償責任保険 ゴルファー保険 個人賠償責任保険
傷害保険	普通傷害保険 海外旅行傷害保険 所得補償保険	機械保険	機械保険 組立保険
動産総合保険	動産総合保険	建設工事保険	建設工事保険 土木工事保険
盗難保険	盗難保険	労災責任保険	労働者災害補償責任保険 労働災害総合保険
信用保険	取引信用保険 保証機関型信用保険	海上保険	貨物海上保険 船舶保険
運送保険	運送保険		

3. 保険の仕組みについて

(1) 保険制度

保険制度とは、偶然な事故による損害を補償するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故が発生し、損害を被った場合に保険金を受取ることができる仕組みです。

このように損害保険とは「大数の法則」を利用し、相互にリスクを分散して、経済的補償を提供することにより、個人の生活や企業経営の安定に資するものといえます。「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉がこのことをよく表しています。

(2) 保険契約の性格

保険契約とは、偶然な一定の事故によって生じる損害を保険会社が補償することを約束して、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約を結ぶことをいいます。

したがって、有償・双務契約であり、また当事者の合意のみで成立する諾成契約ですが、当社では契約引受の正確を期すため、保険契約申込書への記入および捺印をお願いしております。保険会社はこれに記載された内容に基づき、保険証券または契約証を作成し契約者へお渡ししています。

(3) 再保険

台風や大火災、地震のような広域にわたる大災害の発生や、大事故が多発したような場合、一保険会社ではその巨額な保険金の全額を負担することができない可能性があります。

こうした場合の対策として、保険会社はその負担能力を超える部分を、他の保険会社に保険を付けることによってリスクの分散化、平準化を図っています。これを「再保険」といいます。一般的に他の保険会社に再保険を手配することを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。

当社では、出再について韓国の本社の管理下のもと、相手再保険会社の資産、信用および営業状態等を総合的に判断して、慎重に再保険先を選定しています。受再については、再保険のリスクや条件・成績等を精査して、慎重な判断の下に引受を行っています。

4. 保険約款

(1) 約款の位置付け

損害保険は目に見えない商品ですが、その内容を具体的に記載したものが保険約款です。約款には基本的な保険契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約によってそれを補完したり変更したりする「特別約款」および「特約」があります。

(2) 契約時の留意事項

保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立します。保険のご契約にあたっては、ご加入される保険契約の普通保険約款、特別約款、特約等について、当社社員または代理店から十分な説明を受けるとともに、ご契約内容をよくご確認していただいたうえでご契約いただくことが重要です。

5. 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

損害保険の保険料は、保険契約締結と同時に領収することが原則となっております。保険期間開始後でも、保険料領収前に事故が発生した場合は保険金をお支払いすることができません。また、保険期間の中途において危険の増加や減少が生じた場合は、保険料の追加請求や返還を行う場合があります。

(2) 保険料率

保険料率は、支払保険金部分に充当される「純保険料率」と保険事業運営のために必要な事務処理費や代理店手数料、利潤といった諸経費に充当される「付加保険料率」から構成されています。これらを合算したものをお「営業保険料率」といい、これを基に実際の保険料が算出されています。

なお、当社は火災保険および傷害保険の主な保険種類については、損害保険料率算出機構が算出し金融庁へ届け出た参考純率を純保険料率として、また、地震保険については損害保険料率算出機構が算出し金融庁へ届け出た基準料率を営業保険料率として使用しています。

6. 保険金のお支払い（保険金の支払の仕組み）

損害保険の契約について事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの流れはおおむね次のようになっています。

(1) 事故直後の緊急措置

万一事故が発生した場合には、事故の態様に応じた緊急措置（被害の拡大防止、負傷者の救護、警察署・消防署への通報等）を講じてください。

(2) 保険会社・代理店への事故通知

できるだけ早く当社または当社代理店まで、事故の日時・場所・状況・被害の程度等を通知してください。

(3) 保険金請求書類のご案内

お客さまに保険金請求に必要な書類をご案内します。

(4) 事故状況の調査

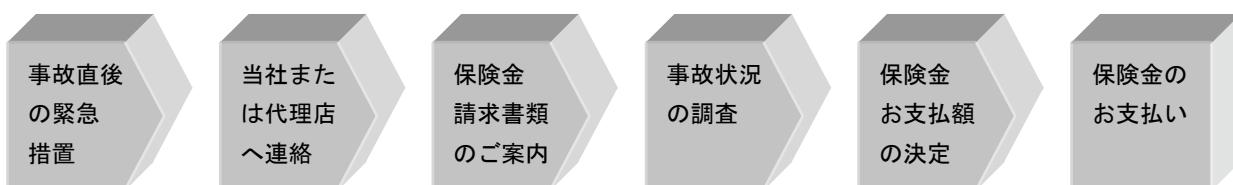
ご契約者・代理店から事故通知を受けた後、担当者がご契約の内容を確認し、罹災物件や現場の状況の調査、修理業者や病院等への照会を行い、保険金支払いの対象となる事故であるかどうかや、ご契約者（被保険者）側の賠償責任の有無、程度についての判断を行います。

(5) 保険金お支払い額の決定

ご契約者・被害者・修理業者等との協議や、修理見積書・示談書等の損害額把握のための書類の確認の後、保険金お支払い額を決定します。

(6) 保険金のお支払い

ご指定の金融機関口座へお振込みいたします。



7. 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

ご契約の申込みは当社代理店または当社社員が承ります。ご契約の際には次の点にご注意ください。

- ①ご契約内容を十分ご確認ください。重要事項についての説明を受け、申込書の内容がご希望に沿った内容であることをご確認ください。
- ②申込書の内容に誤りが無いかよくご確認ください。万一ご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合があります。
- ③保険金額は適正に設定してください。保険金額の設定が保険価額を下回る場合には、事故のとき、充分な補償が受けられない場合があります。また保険金額が保険価額を超えている場合には、保険価額を超えた補償は受けられませんのでご注意下さい。
- ④保険料はご契約締結時にお支払ください。保険期間が始まった後でも保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、保険金はお支払いできません。
- ⑤個人がご契約者で、保険期間が1年を超える保険契約（営業または事業のための契約や質権が設定された契約等を除きます。）については、クーリングオフ（ご契約申し込みの撤回）制度が適用されます。「申込日」または「クーリングオフの説明書を受領した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による通知をもってクーリングオフを行うことができます。クーリングオフされた場合、既に払い込まれた保険料は原則としてすべてご返却いたします。

(2) 代理店の役割と業務内容

代理店は、損害保険会社と締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、損害保険会社に代わって損害保険の募集を行います。その他、保険会社は代理店に以下の業務を委託しています。

- ・保険契約の締結
- ・保険契約の変更・解約の申出の受付
- ・保険料の領収または返還
- ・保険料領収証の発行および交付
- ・保険証券の交付（当社が認める場合に限る）
- ・保険の対象の調査

・保険契約の維持・管理に関する事項、その他保険の募集に必要な事項で当社が特に指示した事項

また代理店は、お客さまと保険会社の橋渡し役として、お客さまのニーズに対応した各種保険情報を提供し、万一の事故の際には、保険金請求についての適切なアドバイスを行うなどのサービスを日常業務としています。このように代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとして、お客さまの家庭や会社を、危険や災害による損害や損失を補償し経済生活の安定を図るという、損害保険会社の社会的役割の一翼を担っております。

(3) 代理店登録

損害保険代理店は、保険業法に基づき監督官庁に登録することが義務付けられています。この登録を行って初めて保険契約の募集を行うことができます。登録事項に変更が生じたときや、代理店業務を廃止するときには届出をする必要があります。

また、代理店の役員・使用人として保険募集に従事する人は、事前に所定の損害保険募集人一般試験（損保一般試験）に合格したうえで監督官庁に届出をする必要があります。

(4) 代理店数

平成30年3月末現在の代理店数は、99店です。

(5) 勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客さまへ金融商品を販売する際の勧誘方針を次のとおり定め、当社ホームページで公表しています。

< 勧 誘 方 針 >

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、その他の関係法令等を守り、適正な販売に努めてまいります。
2. 商品の販売にあたっては、お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
3. お客さまの商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、ご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
4. 市場の動向に大きく影響される商品については、お客さまの判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めてまいります。
5. 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
6. 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続が行われるよう努めてまいります。
7. お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、商品の開発・提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。

III 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況

平成 29 年度の収入保険料は元受・受再合計で 11,980 百万円（前年度比 1.0%減）を計上し、正味収入保険料においては 779 百万円（前年度比 7.0%増）となりました。

支払保険金は元受・受再総額で 2,087 百万円（前年度比 13.3%増）、正味支払保険金は 336 百万円（前年度比 16.6%減）、正味損害率は 43.1%（前年度 55.3%）となりました。

正味事業費は 57 百万円（損害調査費を除く）、正味事業比率は 7.4%（前年度 8.1%）となりました。また、保険契約準備金は前年より 34 百万円の積み増しとなった結果、合計で 1,778 百万円（前年度 1,743 百万円）、当期純利益は 323 百万円（前年度 164 百万円）となりました。

2. 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経常収益		995	925	726	758	949
経常利益		234	333	170	201	455
当期純利益		143	193	113	164	323
持込資本金		1,948	1,948	1,948	1,948	1,948
純資産額		1,288	1,481	1,594	1,770	2,091
総資産額		4,649	6,040	6,899	8,143	7,275
責任準備金残高		1,083	996	999	1,007	1,087
貸付金残高		-	-	-	-	-
有価証券残高		244	226	726	236	308
ソルベンシー・マージン比率(%)		755.8	735.7	830.6	813.3	1,035.0
配当性向		-	-	-	-	-
従業員数(人)		32	31	32	34	33
正味収入保険料		869	743	697	729	779

3. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 正味収入保険料の推移

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	461	470	538
海上保険	56	40	45
傷害保険	23	46	47
自動車保険	2	1	0
自賠責保険	—	—	—
その他	152	170	146
(うち賠償責任)	(112)	(104)	(86)
(うち信用保険)	(3)	(3)	(5)
合計	697	729	779

(注) 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料

(2) 元受正味保険料の推移

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	3,747	3,882	4,229
海上保険	482	491	661
傷害保険	552	615	422
自動車保険	—	—	—
自賠責保険	—	—	—
その他	1,848	2,580	2,946
(うち賠償責任)	(1,524)	(1,587)	(1,724)
(うち信用保険)	(64)	(90)	(205)
合計	6,631	7,569	8,258

(注) 元受正味保険料=元受保険料-(元受解約返戻金+元受その他返戻金)

(3) 受再正味保険料の推移

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	4,367	4,371	3,554
海上保険	15	15	11
傷害保険	103	102	102
自動車保険	4	1	1
自賠責保険	—	—	—
その他	△20	29	51
(うち賠償責任)	(△26)	(8)	(-)
(うち信用保険)	(-)	(-)	(-)
合計	4,470	4,519	3,721

(注) 受再正味保険料=受再保険料-(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

(4) 支払再保険料の推移

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	7,650	7,783	7,244
海上保険	451	473	632
傷害保険	633	670	477
自動車保険	1	0	1
自賠責保険	—	—	—
その他	1,679	2,440	2,850
(うち賠償責任)	(1,388)	(1,493)	(1,638)
(うち信用保険)	(61)	(86)	(199)
合計	10,416	11,367	11,206

(注) 支払再保険料=出再保険料-(出再保険返戻金+その他再保険収入)

(5) 解約返戻金の推移

(単位:百万円)

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	35	70	17
海上保険	–	–	–
傷害保険	0	0	2
自動車保険	–	–	–
自賠責保険	–	–	–
その他	3	1	10
(うち賠償責任)	(2)	(1)	(1)
(うち信用保険)	(–)	(–)	(5)
合計	38	72	29

(注) 解約返戻金=元受解約返戻金+受再解約返戻金

(6) 保険引受利益の推移

(単位:百万円)

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	221	175	159
海上保険	139	122	126
傷害保険	2	-4	3
自動車保険	1	3	2
自賠責保険	–	–	–
その他	△184	△64	40
(うち賠償責任)	(△186)	(△56)	(△11)
(うち信用保険)	(6)	(6)	(6)
合計	181	232	333

(注) 保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-営業費及び一般管理費±その他収支

(7) 正味支払保険金の推移

(単位:百万円)

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	213	271	227
海上保険	0	3	6
傷害保険	15	4	7
自動車保険	2	3	0
自賠責保険	–	–	–
その他	103	120	94
(うち賠償責任)	(89)	(106)	(82)
(うち信用保険)	(0)	(0)	(0)
合計	334	403	336

(注) 正味支払保険金=元受正味保険金+受再正味保険金-回収再保険金

(8) 元受正味保険金の推移

(単位:百万円)

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	200	111	243
海上保険	△107	89	57
傷害保険	46	2	25
自動車保険	1	–	–
自賠責保険	–	–	–
その他	602	646	462
(うち賠償責任)	(536)	(574)	(387)
(うち信用保険)	(19)	(19)	(30)
合計	744	851	789

(注) 元受正味保険金=元受保険金-元受保険金戻入

(9) 受再正味保険金の推移

(単位:百万円)

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	1,118	972	1,275
海上保険	0	△2	0
傷害保険	10	14	18
自動車保険	2	7	1
自賠責保険	-	-	-
その他	0	0	2
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用保険)	(-)	(-)	(-)
合計	1,130	991	1,298

(注) 受再正味保険金=受再保険金-受再保険金戻入

(10) 回収再保険金の推移

(単位:百万円)

保険種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災保険	1,104	812	1,292
海上保険	△106	83	51
傷害保険	41	12	36
自動車保険	2	3	0
自賠責保険	-	-	-
その他	499	526	371
(うち賠償責任)	(447)	(467)	(304)
(うち信用保険)	(18)	(19)	(31)
合計	1,540	1,439	1,751

(注) 回収再保険金=再保険金-再保険金戻入

4. 保険契約に関する指標等

(1) 契約者配当金の額

該当ありません。

(2) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度 種目	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災保険	46.3	△5.4	40.9	57.6	7.1	64.8	42.1	16.3	58.5
海上保険	△1.7	△122.8	△124.5	8.3	△200.3	△192.1	14.6	△197.4	△182.8
傷害保険	66.9	60.7	127.6	10.0	57.4	67.4	15.6	70.8	86.4
自動車保険	85.0	26.3	111.3	340.8	15.2	356.0	94.0	△4.4	89.6
自賠責保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	68.1	83.0	151.1	70.9	46.3	117.2	64.2	17.5	81.6
(うち賠償責任)	(79.7)	(87.2)	(166.9)	(102.4)	(47.1)	(149.5)	(95.8)	(34.2)	(129.9)
(うち信用保険)	(15.8)	(△47.7)	(△31.9)	(6.7)	(△57.7)	(△51.0)	(△8.5)	(△31.0)	(△39.6)
合計	48.0	6.6	54.6	55.3	8.1	63.4	43.1	7.4	50.5

注 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷(正味収入保険料)

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷(正味収入保険料)

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度 種目	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災保険	12.3	△0.3	11.9	15.6	0.4	16.0	8.6	1.1	9.7
海上保険	△10.9	△14.0	△25.0	11.5	△15.2	△3.7	8.2	△14.2	△5.9
傷害保険	9.5	2.4	11.9	2.6	3.8	6.4	2.3	6.7	9.0
自動車保険	58.6	6.5	65.1	△153.0	6.8	△146.2	△240.2	△2.0	△242.2
その他	33.6	7.1	40.7	35.7	3.3	39.0	14.6	0.9	15.5
(うち賠償責任)	(38.0)	(6.8)	(44.8)	(44.7)	(2.9)	(47.6)	(18.6)	(1.8)	(20.4)
(うち信用保険)	(17.9)	(△1.8)	(16.1)	(△2.2)	(△2.8)	(△5.0)	(16.6)	(△0.9)	(15.7)
合計	14.6	0.4	15.0	18.6	0.5	19.1	9.7	0.5	10.2

注 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率=発生損害率+事業費率

5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料—出再控除前の未経過保険料積増額

(4) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国内契約	98.0%	98.1%	98.0%
海外契約	2.0%	1.9%	2.0%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について、国内契約および海外契約の割合を記載しております。

(5) 出再を行った再保険者の数及び出再保険料の上位 5 社の割合

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
出再先保険会社の数	27	19	19
出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合	77.0%	80.2%	71.1%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

(6) 出再保険料の格付ごとの割合

年度\格付区分	A 以上	BBB 以上	その他(格付なし・不明・BB 以下)	合計
平成 27 年度	97.2%	0.3%	2.5%	100%
平成 28 年度	96.4%	0.0%	3.6%	100%
平成 29 年度	97.0%	0.0%	3.0%	100%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象にしています。ただし、再保険プールを含んでいません。

<格付区分の方法>

- Standard & Poor's 社及びA. M.Best社の格付を使用しています。
- A-以上は「A 以上」、BBB 未満は「その他(格付なし・不明・BB 以下)」に区分しております。

(7) 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

種目計		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	年度開始時の未収再保険金	295	410	737
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	1,540	1,439	1,751
3	当該年度回収等	1,424	1,112	1,973
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	410	737	515

(注) 地震・自賠責に係る金額を除いております。

5. 経理に関する指標等

(1) 支払備金の推移

(単位:百万円)

保険種目	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
火災保険	533	489	469
海上保険	11	6	5
傷害保険	7	8	7
自動車保険	10	4	1
自賠責保険	-	-	-
その他	163	227	206
(うち賠償責任)	(155)	(205)	(188)
(うち信用保険)	(0)	(0)	(0)
合計	725	736	690

(2) 責任準備金の推移

(単位:百万円)

保険種目	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
火災保険	663	681	749
海上保険	68	68	71
傷害保険	24	42	46
自動車保険	48	48	48
自賠責保険	-	-	-
その他	195	166	172
(うち賠償責任)	(97)	(52)	(54)
(うち信用保険)	(2)	(1)	(3)
合計	999	1,007	1,087

(3) 責任準備金積立水準

対象となる種目の取扱いがないため、該当ありません。

(4) 引当金明細表

平成 28 年度

(単位:百万円)

区分	年度 平成 27 年度 期末残高	平成 28 年度 増加額	平成 28 年度 減少額	平成 28 年度 期末残高
一般貸倒引当金	-	-	-	-
個別貸倒引当金	81	26	-	107
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	45	8	14	39
役員退職慰労金引当金	-	-	-	-
賞与引当金	10	44	43	11
価格変動準備金	10	-	4	6
合計	147	78	62	164

平成 29 年度

(単位:百万円)

年度 区分	平成 28 年度 期末残高	平成 29 年度 増加額	平成 29 年度 減少額	平成 29 年度 期末残高
一般貸倒引当金	-	-	-	-
個別貸倒引当金	107	11	-	119
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	39	6	4	40
役員退職慰労金引当金	-	-	-	-
賞与引当金	11	54	55	10
価格変動準備金	6	-	2	3
合計	164	72	61	174

(5) 貸付金償却の額

該当ありません。

(6) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

平成 28 年度

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ・増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ・経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	1 百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額は 5 百万円

平成 29 年度

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ・増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ・経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	6 百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額は 0 百万円

(注) 地震保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等によって相殺しております。

(7) 事業費（含む損害調査費）

(単位:百万円)

年度 区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人件費	248	270	281
物件費	178	190	220
税金	1	1	1
拠出金	-	-	-
負担金	0	0	0
諸手数料及び集金費	△383	△404	△447
合計	46	58	57

(注) 「拠出金」は、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金です。「負担金」は、保険契約者保護機構に対する負担金です。

6. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金		5,122	74.2	6,283	77.2	5,881	80.8
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		726	10.5	236	2.9	308	4.2
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
運用資産計		5,848	84.8	6,520	80.1	6,189	85.1
総資産計		6,899	100.0	8,143	100.0	7,275	100.0

(2) 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金		17	0.35	12	0.23	7	0.14
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		5	0.94	4	0.89	3	1.30
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		22	0.40	16	0.29	10	0.19
その他		—	—	—	—	—	—
合計		22	0.40	16	0.29	10	0.19

(3) 海外投融資残高及び構成比

該当ありません。

(4) 海外投融資利回り

該当ありません。

(5) 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

(6) 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債		199	27.5	210	88.9	208	67.6
地方債		-	-	-	-	-	-
社債		-	-	-	-	-	-
株式		26	3.6	26	11.1	-	-
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他の証券		500	68.9	-	-	100	32.4
合計		726	100.0	236	100.0	308	100.0

(7) 保有有価証券利回り

(単位: %)

区分	年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		インカム 利回り	実現 利回り	インカム 利回り	実現 利回り	インカム 利回り	実現 利回り
公社債		1.04	1.04	1.00	1.00	1.00	1.00
株式		3.55	3.55	3.55	3.55	6.08	740.0
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他の証券		0.66	0.66	0.50	0.50	0.07	0.07
合計		0.94	0.94	0.89	0.89	1.30	49.46

(8) 有価証券の種類別の残存期間別残高

平成 28 年度

(単位:百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
国債	-	-	104	105	-	-	210
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	26	26
外国証券	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	104	105	-	26	236

平成 29 年度

(単位:百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
国債	-	103	-	104	-	-	208
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	100	-	-	-	-	-	100
合計	100	103	-	104	-	-	308

(9) 業種別保有株式の額

(単位:百万円、%)

区分 年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
金融保険業	26	100.0	26	100.0	-	-
商業	-	-	-	-	-	-
輸送用機器業	-	-	-	-	-	-
その他製造業	-	-	-	-	-	-
電気機器業	-	-	-	-	-	-
鉄鋼業	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	26	100.0	26	100.0	-	-

(10) 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

(11) 担保別貸付金残高

該当ありません。

(12) 用途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

(13) 業種別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

(14) 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

(15) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分 年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
土地	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	2	-	1	-	1	-
合計	2	-	1	-	1	-

7. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当ありません。

(2) 特別勘定資産

該当ありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当ありません。

8. 責任準備金残高の内訳

平成 28 年度

(単位:百万円)

保険種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災保険	294	386	–	–	–	681
海上保険	5	63	–	–	–	68
傷害保険	28	13	–	–	–	42
自動車保険	0	47	–	–	–	48
自賠責保険	–	–	–	–	–	–
その他	67	99	–	–	–	166
(うち賠償責任)	(36)	(15)	(–)	(–)	(–)	(52)
(うち信用保険)	(0)	(1)	(–)	(–)	(–)	(1)
合計	396	610	–	–	–	1,007

平成 29 年度

(単位:百万円)

保険種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災保険	335	413	–	–	–	749
海上保険	6	65	–	–	–	71
傷害保険	31	14	–	–	–	46
自動車保険	0	47	–	–	–	48
自賠責保険	–	–	–	–	–	–
その他	64	108	–	–	–	172
(うち賠償責任)	(34)	(20)	(–)	(–)	(–)	(54)
(うち信用保険)	(0)	(2)	(–)	(–)	(–)	(3)
合計	438	649	–	–	–	1,087

(注) 地震保険の危険準備金は普通責任準備金に含めています。

9. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生 事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生 事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成 25 年度	2,188	1,642	574	△28
平成 26 年度	923	881	740	△697
平成 27 年度	456	133	150	173
平成 28 年度	505	276	298	△70
平成 29 年度	525	318	226	△20

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険及び自賠責保険に係る金額を除いて記載しております。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

10. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

(1) 傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
+ 累 計 支 保 備 金	事故発生年度末	33	/	7	/	/	46	/	/	12	/	/	5	/	/
	1年後	20	0.63	△12	9	1.28	2	48	1.05	2	6	0.54	△5		
	2年後	34	1.68	14	8	0.90	1	45	0.93	△3					
	3年後	19	0.56	△14	8	0.98	0								
	4年後	17	0.94	△1											
最終損害見積り額			17	8			45			6			5		
累計保険金			17	8			44			4			0		
支払備金			0	0			0			2			4		

(2) 自動車保険

該当ありません。

(3) 賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
+ 累 計 支 保 備 金	事故発生年度末	385	/	381	/	/	497	/	/	446	/	/	386	/	/
	1年後	712	1.85	327	317	0.83	△64	522	1.05	25	396	0.89	△50		
	2年後	695	0.98	△17	375	1.18	58	482	0.92	△40					
	3年後	688	0.99	△6	390	1.04	14								
	4年後	764	1.11	75											
最終損害見積り額			764	390			482			396			386		
累計保険金			617	301			270			234			117		
支払備金			146	88			211			162			269		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

IV**日本支社の運営****1. リスク管理の体制**

損害保険会社をとりまくリスクは、金融のグローバル化、金融派生商品の多様化等を受け急激に多様化・複雑化しています。そのような中、自己責任の原則に基づき適切なリスク管理を行う必要性はますます重要になっていきます。

これらのリスクには、保険引受リスクの他に、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等があります。これらを正確に管理・把握し、組織的なリスク管理体制の充実を進めることで、健全な経営の確保に努めています。

保険引受リスクについては、一定の引受基準に基づいた引受を行い、出再保険などで危険の分散を図ったリスク管理を行っています。資産運用リスク・流動性リスクについては、収益の安定性および資産の安全性に重点を置いた資産運用を行うとともに財務の健全性を図っております。事務リスクについては、事務上のミスや不正の防止、効率的な事務処理体制の確立に努めています。システムリスクについては、情報セキュリティの強化、情報資産の適正な管理に努めています。また大地震等の緊急事態に対しても必要な準備を行っています。

2. コンプライアンス（法令等遵守）の体制

保険事業者として、保険業法や保険法等の法令の遵守は不可欠です。その為に当社では役職員全員が高い倫理観に基づいた業務活動を行うべく、コンプライアンス管理責任者を選任し、法令遵守の認識を深め、業務内容のチェックを日常的に行い、適正な業務の運営維持に努めています。

さらに、「コンプライアンス基本方針」および毎年策定するコンプライアンス・プログラムに従い、定期的な勉強会の実施等を通じ、倫理・法令遵守の徹底を図っております。

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

当社では、責任準備金が健全な保険数理に基づいて合理的かつ妥当に積み立てられているかについて保険計理人の確認を必要とする第三分野商品の取扱いについては、該当がありません。

4. 個人情報保護の管理態勢

情報資産の保護は会社運営における重要な課題の一つであると認識し、お客様情報や会社情報等の情報資産について遵守すべき事項・運営管理体制を規定し、情報資産の保護の徹底を図っております。さらに、個人情報保護指針として21ページ記載のとおり「個人情報保護宣言」を定め、当社ホームページ上で公表しています。

5. 社外・社内の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めにより金融庁検査局の検査を受けることになっております。更に韓国本社を管轄する韓国金融監督院の検査を定期的に受けています。また、社内の監査としては、本社監査室による社内監査および日本支社独自での内部監査があります。当社の内部監査は、「法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性と有効性の検証および改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化を図ること」を目的として実施しており、その監査結果は経営会議等に報告されています。

6. 反社会的勢力の排除のための基本方針および対応

反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げ、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行に努めています。さらに、反社会的勢力対応の基本方針として、20ページ記載のとおり「反社会的勢力の排除のための基本方針」を定め、当社ホームページ上で公表しています。

また、反社会的勢力情報のデータベースを構築し、当社引受の全契約につき定期的な保険契約者の突合チェックおよび保険金支払時の被保険者の突合チェック等により、保険契約の解除および保険金支払の拒絶等、反社会的勢力との関係遮断に努めています。

7. 保険相談等の紹介・案内

保険会社との間で問題を解決できない場合は、保険オンブズマンにご相談いただくことができます。当社は、「一般社団法人保険オンブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。保険オンブズマンは、法律に定められた裁判外紛争解決手続(ADR)の専門機関で、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険事業者の間のトラブルを、公正・中立・簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

<お問い合わせ先>

一般社団法人保険オンブズマン

- ・所 在 地 : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル7F
- ・電 話 番 号 : 03-5425-7963
- ・業 務 時 間 : 午前9時～12時、午後1時～5時(土・日・祝日・年末年始を除きます)
- ・ホームページ : <http://www.hoken-ombs.or.jp>

反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、損害保険会社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下の基本方針に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応を行います。

1. 組織としての対応

「コンプライアンス基本方針 第2条 行動規範」に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せず、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全確保に努めます。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

以上

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

【お客様の個人情報の取扱いについて】

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他のガイドラインや一般社団法人外国損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」および認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の「損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置についての実務指針」に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得します。当社では、主に保険契約の申込書、契約書、保険金請求書、取引書類などにより個人情報を取得します。また、各種問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報（下記 7. の個人番号および特定個人情報を除きます。）を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除きます。下記 7. をご覧ください。）を、次の目的および下記 5. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、お客様にとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1)当社が取り扱う損害保険商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務を含みます。）を行うため。
- (2)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）
- (3)当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。
- (4)他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- (5)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。
- (6)その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記 7. をご覧ください。）を提供しません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- (3)個人情報保護法第 23 条第 2 項に基づく手続きを行って第三者に提供する場合

(4) 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記 5. 情報交換制度等をご覧ください。）

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データ（下記 7. の個人番号および特定個人情報を含みます。）の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に個人データの取扱いを委託することができます。

- (1) 保険契約の募集、損害調査に関わる業務
- (2) 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- (3) 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

5. 個人データの共同利用

- (1) 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

- (2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

6. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 10 に基づき、要配慮個人情報並びに政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活などに関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 損害保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上、必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. 特定個人情報等の取扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記 5. の共同利用も行いません。

8. 開示、訂正等のご請求

- (1) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいた上で、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

- (2) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等個人情報保護法に基づく保有個人データ（上記 7. の個人番号および特定個人情報を含みます。）に関する事

項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた上で手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合には、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ（上記 7. の個人番号および特定個人情報を含みます。）の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報（上記 7. の個人番号および特定個人情報を含みます。）の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、満期案内や保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象となりません。

当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

現代海上火災保険株式会社 日本支社

- ・所 在 地：〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-7 日比谷U-1ビル8階
- ・電話番号：03-5511-6565（代表）
- ・FAX番号：03-5511-6566
- ・受付時間：9:00～17:00（土日祝祭日・年末年始を除く）

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人外国損害保険協会事務局

- ・所 在 地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7階
- ・電話番号：03-5425-7850
- ・業務時間：午前9時～12時、午後1時～5時（土・日・祝日・年末年始を除きます）

V

直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位:百万円、%)

科目	年度 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	平成 28 年度		平成 29 年度 (平成 30 年 3 月 31 日現在)		増減額
		金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)						
現金及び預貯金	6,283	77.2	5,881	80.8	△402	
現金	-	-	-	-	-	-
預貯金	6,283	77.2	5,881	80.8	△402	
有価証券	236	2.9	308	4.2	71	
国公債	210	2.6	208	2.9	△2	
社債	-	-	-	-	-	-
株式	26	0.3	-	-	-	△26
外国証券	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	100	1.4	100	
有形固定資産	1	0.0	1	0.0	0	
土地	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	1	0.0	1	0.0	0	
無形固定資産	150	1.9	185	2.6	34	
その他資産	1,463	18.0	906	12.5	△557	
未収保険料	167	2.1	33	0.5	△133	
代理店貸	228	2.8	110	1.5	△118	
共同保険貸	4	0.1	0	0.0	△4	
再保険貸	976	12.0	711	9.8	△265	
未収金	38	0.5	11	0.2	△27	
未収収益	9	0.1	5	0.1	△3	
預託金	31	0.4	31	0.4	0	
地震保険預託金	-	-	-	-	-	-
仮払金	-	-	-	-	-	-
その他の資産	6	0.1	3	0.1	△3	
繰延税金資産	114	1.4	112	1.6	△2	
貸倒引当金	△107	△1.3	△119	△1.7	△11	
資産の部合計	8,143	100.0	7,275	100.0	△868	

(単位:百万円、%)

科目	年度 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	平成 28 年度 (平成 29 年 3 月 31 日現在)		平成 29 年度 (平成 30 年 3 月 31 日現在)		増減額
		金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)						
保険契約準備金	1,743	21.4	1,778	24.5	34	
支払備金	736	9.1	690	9.5	△46	
責任準備金	1,007	12.4	1,087	15.0	80	
その他負債	4,572	56.2	3,349	46.0	△1,222	
共同保険借	0	0.0	0	0.0	0	
再保険借	3,648	44.8	2,773	38.1	△874	
未払法人税等	0	0.0	26	0.4	26	
預り金	2	0.0	9	0.1	6	
未払金	136	1.7	67	0.9	△68	
仮受金	785	9.6	472	6.5	△312	
その他の負債	-	-	-	-	-	
退職給付引当金	39	0.5	40	0.6	1	
その他の引当金	11	0.1	10	0.1	0	
価格変動準備金	6	0.1	3	0.1	△2	
負債の部合計	6,372	78.3	5,183	71.2	△1,189	
(純資産の部)						
持込資本金	1,948	23.9	1,948	26.8	0	
利益剰余金又は剰余金	△188	△2.3	135	1.9	323	
その他有価証券評価差額金	11	0.0	8	0.1	△2	
純資産の部合計	1,770	21.8	2,091	28.8	321	
負債及び純資産の部合計	8,143	100.0	7,275	100.0	△868	

(注記)

1. 有価証券の評価は、償却原価法により行なっております。
2. 有形固定資産の減価償却は、定額法により行なっております。
3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準に基づき計上しております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、退職給付債務計算基準に則り簡便法により算出した金額を計上しております。
5. 価格変動準備金は外国為替等の価格変動による損失に備えるため、保険業法 115 条の規定に基づき計上しております。
6. 有形固定資産の減価償却累計額は平成 28 年度:54 百万円、平成 29 年度:55 百万円であります。
7. 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、保険業法第 197 条の自己資本に相当するものであります。

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成28年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	平成29年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	増減額
経常収益		758	949	191
保険引受収益		740	826	86
正味収入保険料		729	779	50
支払備金戻入額		－	46	46
責任準備金戻入額		－	－	－
為替差益		10	－	△10
その他保険引受収益		0	0	0
資産運用収益		17	122	105
利息及び配当金収入		16	10	△6
有価証券売却益		－	112	112
有価証券償還益		－	－	－
為替差益		－	－	－
その他運用収益		0	－	0
その他経常収益		0	0	0
経常費用		556	494	△62
保険引受費用		17	△23	△41
正味支払保険金		403	336	△67
損害調査費		0	0	0
諸手数料及び集金費		△404	△447	△42
支払備金繰入額		11	－	△11
責任準備金繰入額		7	80	73
為替差損		－	5	5
その他保険引受費用		0	0	0
資産運用費用		48	1	△47
有価証券売却損		－	－	－
有価証券評価損		－	－	－
有価証券償還損		－	－	－
為替差損		48	1	△47
その他運用費用		0	－	0
営業費及び一般管理費		463	504	41
その他経常費用		27	12	△15
貸倒引当金繰入額		26	11	△14
貸倒損失		－	－	－
その他の経常費用		1	0	△1
経常利益		201	455	253
特別利益		4	3	0
固定資産処分益		－	－	－
価格変動準備金戻入額		4	2	△1
その他特別利益		－	1	1
特別損失		－	－	－
固定資産処分損		－	－	－
価格変動準備金繰入額		－	－	－
その他特別損失		－	－	－
税引前当期純利益		206	459	253
法人税及び住民税		58	133	74
法人税等調整額		△17	2	20
当期純利益		164	323	158

(注記)

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	11,980 百万円
支払再保険料	11,200 百万円
差引	779 百万円

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	2,087 百万円
回収再保険金	1,751 百万円
差引	336 百万円

3. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

代理店手数料等	2,703 百万円
出再保険手数料	3,150 百万円
差引	△447 百万円

4. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	△925 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△879 百万円
差引（イ）	△46 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかわる支払備金繰入額（ロ）	-百万円
計（イ+ロ）	△46 百万円

5. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△25 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△66 百万円
差引（イ）	41 百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	39 百万円
計（イ+ロ）	80 百万円

6. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	7 百万円
有価証券利息・配当金	3 百万円
計	10 百万円

(3) 持込資本金等変動計算書

(単位：百万円)

	持込資本金等				評価・換算 差額等	純資産合計		
	持込資本金・ 供託金	剩余金						
		任意 積立金	繰越利益 剩余金	剩余金 合計				
前期末残高	1,948	-	△188	△188	11	1,770		
当期の変動額	-	-	323	323	△2	321		
本社からの送金	-	-	-	-	-	-		
当期純利益	-	-	323	323	-	323		
株主資本以外の 項目の当期変動額	-	-	-	-	△2	△2		
当期末残高	1,948	-	135	135	8	2,091		

(注) 当社は外国損害保険会社の支店ですので、株式会社における資本金等に相当する数値を記載しています。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成28年度	平成29年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		206	459
減価償却費		12	35
支払備金の増加額		11	△46
責任準備金の増加額		7	80
貸倒引当金の増加額		26	11
退職給与引当金の増加額		△5	1
価格変動準備金の増加額		△4	△2
利息及び配当金収入		△16	△10
有価証券関係損益		–	–
為替差損益		△1	0
有形固定資産関係損益		–	–
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額		△438	553
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額		1,082	△1,249
その他		–	–
小計		878	△165
利息及び配当金の受取額		18	14
法人税等の支払額		△81	△107
営業活動によるキャッシュ・フロー		815	△258
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額（△は増加）		△1,242	△104
有価証券の取得による支出		–	△100
有価証券の売却・償還による収入		500	26
資産運用活動計		△742	△178
(営業活動及び資産運用活動計)		73	△437
有形固定資産の取得による支出		0	0
有形固定資産の売却による収入		–	–
その他		△155	△69
投資活動によるキャッシュ・フロー		△898	△248
財務活動によるキャッシュ・フロー			
本店からの送金による収入		–	–
財務活動によるキャッシュ・フロー		–	–
現金及び現金同等物に係る換算差額		1	0
現金及び現金同等物の増加額		△81	△506
現金及び現金同等物期首残高		2,440	2,359
現金及び現金同等物期末残高		2,359	1,852

(注1) 現金及び現金同等物の範囲は、現金、預貯金（当座預金、普通預金、通知預金、定期預金（預入期間が3ヶ月以内））です。

2. リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当ありません。

(2) 延滞債権

該当ありません。

(3) 3ヶ月以上延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

(5) リスク管理債権額の合計

該当ありません。

3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

4. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。

5. 保険金等の支払い能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

(単位:百万円)

区分	年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		平成 28 年度	平成 29 年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		2,385	2,806
資本金又は基金等、若しくは供託金等		200	200
価額変動準備金		6	3
危険準備金		—	—
異常危険準備金		610	649
一般貸倒引当金		—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）		9	7
土地の含み損益		—	—
持込資本金及び剰余金		1,559	1,891
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		—	53
(B) 単体リスクの合計額 $[\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6]$		586	542
一般保険リスク (R ₁)		112	102
第三分野保険の保険リスク (R ₂)		—	—
予定利率リスク (R ₃)		0	0
資産運用リスク (R ₄)		200	178
経営管理リスク (R ₅)		19	12
巨大災害リスク (R ₆)		337	323
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B) × 1/2] × 100		813.3%	1035.0%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条（単体ソルベンシー・マージン）および第 87 条（単体リスク）ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率】とは

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（＊1）、予定利率上の危険（＊2）、資産運用上の危険（＊3）、
経営管理上の危険（＊4）、巨大災害に係る危険（＊5）の総額

* 1 保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）：

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）

* 2 予定利率上の危険（予定利率リスク）：

積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

* 3 資産運用上の危険（資産運用リスク）：

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

* 4 経営管理上の危険（経営管理リスク）：

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記＊1～＊3および＊5以外のもの

* 5 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：

通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6. 時価情報

(1) 有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債権で時価のあるもの

該当ありません。

③その他の有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区分	平成 28 年度末			平成 29 年度末		
	取得原価	貸借対照表 計上額	差額	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
公社債	199	210	11	199	208	8
株式	102	26	△75	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	100	100	—
合計	301	236	△64	299	308	8

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

7. その他

該当ありません。

VI

保険会社及びその子会社等の概況

該当ありません。

VII

保険会社及びその子会社等の主要な業務

該当ありません。

VIII

保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

該当ありません。

会 社 名	現代海上火災保険株式会社 (Hyundai Marine & Fire Insurance Co., Ltd.)
本 社	〒110-731 韓国ソウル特別市鐘路区世宗大路 163
代 表 者	代表取締役 李 喆永、朴 賛宗
設 立	1955 年 3 月 東方海上保険株式会社 設立 1985 年 10 月 現代海上火災保険株式会社に商号変更
資 本 金	447 億ウォン
総 資 産	401,221 億ウォン
元受保険料	128,260 億ウォン (2017年1月～12月実績)
税引前利益	6,249 億ウォン (2017年1月～12月実績)
支 店	58 支店 (東京、ニューヨークを含む)
海 外 法 人	4 法人 (北京、ロンドン、ニュージャージー、シンガポール)
海外事務所	6 事務所 (ロンドン、ホーチミン、北京、上海、フランクフルト、ハノイ)
外 務 員	11,417 名
代 理 店	6,451 店
従 業 員	4,196 名
格 付 け	A.M.Best社 A (Excellent) Standard & Poor's社 A ⁻ (Stable)

URL: <http://www.hi.co.kr>



現代海上火災保険株式会社